

仕 様 書

1 名称 デジタルモノクロ複合機

2 規格及び数量 下記①又は同等品とする。

※同等品で応札する場合は、同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を提出し、事前に担当者の確認及び署名を受けた後、入札書提出時に同等・規格確認書(原本)を提出すること。

	品 名	型 番	メーカ	数量
①	デジタルモノクロ複合機 IM 5000F	312572	RICOH	1
	給紙テーブル PB3300	311261		1
	同 等 条 件	備 考		数量
	<基本機能/コピー機能>			
	ハードディスク容量：128GB以上	必須		
	メモリ容量：4GB以上	必須		
	複写サイズ：はがき～A3まで対応可能な機種とする	必須		
	ウォームアップタイム：30秒以下	必須		
	ファーストコピータイム：3.1秒以下	必須		
	複写速度（A4ヨコ）：50枚/分以上	必須		
	解像度：読取600dpi以上、書込600dpi以上	必須		
	給紙方式：590枚以上×4段+手差しトレイ×1段を有すること	必須		
	用紙紙厚：52～300 g/m ² に対応していること（給紙トレイ）	必須		
	ズーム：25～400%（1%単位）に対応していること	必須		
	自動両面印刷が可能なこと	必須		
	自動原稿送り装置（積載容量120枚以上）を有すること	必須		
	使用電源：AC100V・15A（50/60Hz）以下	必須		
	<スキャナ機能>			
	ネットワーク対応型であること	必須		
	A3対応のフルカラーレスキャナとして使用可能なこと	必須		
	読取速度：（A4ヨコ）カラー・モノクロ共に 片面80枚/分以上（DF使用時）	必須		
	解像度：600dpi以上	必須		
	対応OS：Windows10、WindowsSever2019	必須		
	インターフェイス：Ethenet10Base-T/100BASE-TX/1,000BASE-Tに対応していること	必須		
	出力フォーマット：TIFF、JPEG、PDF、クワイアイトPDFのスキャン文書が作成できること	必須		
	スキャンしたデータをネットワーク上の任意の共有フォルダに直接保存可能なこと	必須		
	<プリンタ機能>			
	ネットワーク対応型であること	必須		
	ファーストプリントタイム3.1秒以下	必須		
	プリントサイズ：最大A3判サイズ	必須		
	連続プリント速度（A4ヨコ）：50枚/分以上	必須		
	最大解像度：1,200dpi×1,200dpi以上	必須		
	対応OS：Windows10、WindowsSever2019	必須		
	インターフェイス：Ethenet10Base-T/100BASE-TX/1,000BASE-Tに対応していること	必須		
	<FAX機能>			
	送信原稿サイズ、記録紙サイズともにA3対応が可能であること	必須		
	接続回線：G3を装備していること	必須		
	受信時にランプが点灯し、紙を取り除くまで消えないこと	必須		
	送信結果確認が行えること	必須		
	FAX受信文書出力中のコピーができること	必須		
	PC接続：クライアントPCから直接ファックスできること	必須		
	受信文書の時刻指定出力ができること	必須		
	2,000件以上のアドレス帳登録が可能なこと	必須		
	<その他>			
	操作パネルとしてカラー液晶を搭載していること	必須		

胴内排紙に対応しており、胴内排紙部でソート及びスタックの仕分作業が可能なこと	必須		
標準消費電力量(TEC2018)が0.82kWh以下であること	必須		
本体寸法:幅620mm×奥行810mm以内であること	必須		
最大消費電力:1.5KW以下	必須		
グリーン購入法に適合していること	必須		

3 賃貸借期間

令和5年10月1日～令和10年9月30日(60ヶ月)

4 納入及び検査場所

札幌市都市局建築指導部管理課 (札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎2階)

5 連絡先

札幌市都市局建築指導部管理課 担当:足立 電話:011-211-2859

6 特記事項

- (1) 納入場所及び納入日時等について、事前に担当課と打ち合わせること。
- (2) 納入の際、電源投入の確認を行うこと。
- (3) 受注者は、本体へのネットワーク設定を行い、クライアントPCにプリンタードライバ等必要なソフトウェアのインストール設定を1台行うこと。また、クライアントPCの設定方法を記した手順書を提供すること。
- (4) 受注者は、クライアントPCへのスキャンデータ転送機能を設定し、受信設定をクライアントPC1台に行うこと。また、本体・クライアントPCの設定方法を記した手順書を提供すること。
- (5) 機器等の梱包材は、受注者が納入後速やかに引き取ること。
- (6) 仕様書のオプションの取付を行ったうえ、納入すること。
- (7) 契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明書を求めることがある。その場合、出荷証明書の提出が可能なことを契約(発注)の条件とする。
- (8) 契約期間満了に伴う借上物品の撤去は受注者が行うこと。また、撤去に係る費用は受注者の負担とする。
- (9) 受注者は、発注者と契約期間満了後における借上物品の買取又は再リースについて協議することができる。
- (10) 同等品の判断には時間を要する事例もあり、入札書提出期限までに間に合わないことがあるので、確認に要する時間を考慮して発注課へ同等品の確認を依頼すること。